

伊奈町地域クラブ活動指導者・支援者人材バンク要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の地域クラブ活動における指導の担い手の確保を図るため、スポーツ・文化芸術活動の実技に精通し、安全な指導ができる人材及び地域クラブ活動の運営を支援する人材（以下「指導者・支援者」という。）を登録する伊奈町地域クラブ活動指導者・支援者人材バンク（以下「地域クラブ活動人材バンク」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域クラブ活動人材バンク 地域クラブ活動の指導者及び支援者の人的財産を、指導者・支援者情報の提供を受けようとする者の要望に応じて適宜活用できるシステムをいう。

(2) 登録者 第5条に規定する地域クラブ活動人材バンク登録台帳に登録された個人をいう。

(業務)

第3条 伊奈町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地域クラブ活動人材バンクに係る業務として、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 指導者・支援者の登録に関すること。

(2) 指導者・支援者情報の収集、提供及び活用に関すること。

(3) その他地域クラブ活動人材バンクの事務に関すること。

(登録の要件)

第4条 登録者は、スポーツや文化芸術活動への関心や指導意欲や支援の意思をもち、伊奈町地域クラブ活動指導者に関する要綱（令和6年教育委員会要綱第6号）第3条に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

2 登録者は、教育委員会が主催又は指定する研修会へ参加するものとする。

(登録の手続き)

第5条 地域クラブ活動人材バンクに登録を希望する者は、伊奈町地域クラブ活動指導者・支援者人材バンク登録・更新申請書（第1号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、地域クラブ活動人材バンクへの登録の可否を決定し、伊奈町地域クラブ活動指導者・支援者人材バンク登録決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、同条第1項の規定による申請が適当と認めるときは、必要事項を速やかに伊奈町地域クラブ活動指導者・支援者人材バンク登録台帳（第3号様式。以下「登録台帳」という。）に登録しなければならない。

（登録事項の変更及び取り消し）

第6条 登録者は、登録事項に変更が生じたとき、又は次条に規定する取り消しの必要が生じたときは、速やかに伊奈町地域クラブ活動指導者・支援者人材バンク登録内容変更・取消届（第4号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（登録の取り消し）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは登録を抹消することができる。

（1） 登録者が、地域クラブ活動人材バンクを利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行ったとき。

（2） 登録者が、社会的信用を失墜するような行為をしたとき。

（3） 教育委員会が不適格と認めたとき。

（登録の更新）

第8条 登録台帳に登録された内容の登録有効期間は、地域クラブ活動人材バンクへの登録日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定による有効期間が満了する者のうち、更新を希望する者は、伊奈町地域クラブ活動指導者・支援者人材バンク登録・更新申請書（第1号様式）により更新申請をするものとする。この場合の登録有効期間も、前項と同様とする。

（個人情報に関する措置）

第9条 収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、適正に保管する。

（守秘義務）

第10条 登録者は、地域クラブ活動の指導や支援等で知り得た秘密を漏

らしてはならない。また、登録者でなくなった後も同様とする。

(庶務)

第11条 地域クラブ活動人材バンクに関する庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。